

下水道使用料の賦課漏れについて

2025年6月4日
郡山市上下水道局
営業課
課長 佐藤 宏行
TEL：932-7681

水道料金と併せて徴収する下水道使用料について、賦課漏れが判明しました。

1 内 容

下水道接続物件に対し、下水道使用料の賦課漏れがあった。

- ・件数：1件
- ・使用開始日及び未賦課期間：平成4年6月29日から令和7年5月分まで（33年間）
- ・未賦課金額：1,997,090円

※そのうち、地方自治法第236条第1項により、令和2年6月分まで遡及し、
241,407円（5年分）を賦課徴収する。

2 判明の経緯

5月22日（木） 下水道未接続者への普及活動において判明。

5月28日（水） 現地調査を行い、下水道への接続を確認。

3 原 因

下水道使用開始時の料金システムへの入力事務の処理において、漏れが生じたもの。

4 今後の対応及び再発防止策

対象者に対して、今回の経緯の説明と謝罪を行ったところであり、今後、賦課徴収手続きを進めてまいります。

また、複数職員によるチェック体制を強化するなど再発防止に努める対策を講じてまいります。

今後も下水道接続の普及活動を継続するとともに、接続調査及び賦課状況の確認作業を行い、適正な賦課を実施してまいります。